

画像電子学会フェロー制度

2010年5月19日 画像電子学会理事会承認

(趣旨)

第1条 本制度は、本会の会員制度の一環として実行するものである。学会は会員の活発な活動により支えられ、社会に貢献していくものであり、会員の学問・技術面における先駆的な業績による学界・産業界への貢献、教育・技術指導をとおして社会で活躍する人材を輩出することによる貢献、学会事業へのより積極的な寄与による貢献が基盤となっている。

このため、本学会においては、特に顕著な貢献・功績があると認められた正会員・名誉会員に対してフェローの称号を贈呈し、過去の貢献に対して尊敬と感謝の意を示すとともに、将来にわたって引き続き学会活動の中心となって、学会の発展ならびに社会への貢献をお願いすることも含め、より具体的に敬意を表明するものである。なお、フェローの称号は、正会員および名誉会員のみが対象であり、それ以外の賛助会員、アカデミック賛助会員、学生会員、特殊員は対象とならない。フェロー選定は、フェロー選定委員会で行う。

(候補者資格)

第2条 フェロー候補者の申請は本会会員として原則在籍累計10年以上の正会員、および名誉会員を対象とする。

(候補者申請手順)

第3条 フェロー選定委員会への候補申請は、少なくとも2名の推薦者からの他薦によるものとし、候補者自身は推薦者になれないものとする。ただし名誉会員については必ずしもこの限りではない。

第4条 推薦者はフェロー、もしくは名誉会員とする。但し、制度の開始当初の3年間は在籍10年以上(累計)の正会員による推薦を認める。なお、有資格者であっても下記の任期中の者は、推薦者としての資格を持たないものとする。

- ・理事会の構成メンバー(会長、次期会長、副会長、理事)
- ・フェロー選定委員会の構成メンバー(委員長、委員)

第5条 候補者申請にあたり、推薦者は規定の推薦書を学会事務局に所定の期日までに提出するものとする。

(選出手順)

第6条 本学会理事会の下にフェロー選定委員会を設置してフェロー候補者の中からフェローを選定し、理事会に答申する。フェロー選定委員会の構成、フェロー選定手順については、別途定める規定によるものとする。

第7条 フェロー選定委員会は、結果を理事会に答申し承認を得る。なお、フェロー選定委員会の構成は以下のとおりとし、会長が委嘱する。

(イ) 理事会代表 4 名；副会長 2 名及び総務、編集の各理事から 2 名

(ロ) 名誉会員 1 名

(ハ) フェロー 1 名（フェローがまだ認定されていない段階では理事会メンバーで代替する）

なお、フェロー選定委員会の規定は別途定める。

第8条 フェロー選定委員会は、推薦書ならびに被推薦者の業績を示す具体的資料（論文、特許、その他公開可能な文献・資料など）に基づき、工学的・科学的先駆者、学会活動推進者、技術開発指導者、あるいは教育者のうち、いずれかの（複数可）立場についてその貢献がフェローにふさわしいか否かを審査する。

（証書の贈呈）

第9条 フェローの認定を受けた会員に対しては、会長による称号の証を原則として年次大会の場において会長から贈呈するものとする。

（選出規模）

第10条 単年度に選出されるフェロー会員の数については、本学会員数の1%を超えないこととする。ただし、本規定の実施開始3年間においては、この限りではない。また、名誉会員は1%既定の枠外とする。

（付 則）

(1) 本規程の改正は、理事会の承認を受けるものとする。

(2) 本規程は、平成22年4月1日より実施する。